

福井梅マスコットキャラクター「ふくい梅じい」「わかさ梅ぼう」

着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井梅マスコットキャラクター「ふくい梅じい」「わかさ梅ぼう」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を、公益的活動の推進や福井梅のPRを目的として使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込の提出)

第2条 着ぐるみの使用を希望するもの（以下「申請者」という。）はあらかじめ着ぐるみ使用承認申請書（様式1）を、事前に着ぐるみ管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。なお同一時期に複数の申請があった場合は先着順に申し込みを受け付けるものとする。

(使用承諾の通知)

第3条 管理者は、申請が適当（又は不適当）と認められる場合には、申請者に対し使用承諾（又は不承諾）の連絡を行う。

(使用承諾基準)

第4条 管理者は、第2条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 福井梅の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、団体、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき
- (5) 営利目的の活動に使用するとき
- (6) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。ただし、使用の際に発生する運搬等の費用は申請者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 『「ふくい梅じい」「わかさ梅ぼう」着ぐるみ取扱説明書』を遵守し、適切に使用すること
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3) 申請書の記載どおりに使用すること
- (4) 使用期間を遵守すること
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと
- (7) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること

(使用の承諾の取消し)

第7条 申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その申請者への貸与は行わないものとする。この場合、申請者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(現状復帰)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申請者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、申請者が被った被害、または申請者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月25日から施行する。